

プレスリリース

Ｒ８．10．21
建築住宅課

建築住宅課　（内線 2757）
担当　三木、谷尾

令和８年度 違反建築防止週間に伴う
「公開建築パトロール」の実施結果について

このことについて、下記のとおり実施しましたのでお知らせします。

記

１　日　　時　　１０月２１日（水）午前１０時～午後２時３０分
２　実施主体　　愛媛県（松山市、今治市、新居浜市及び西条市は各市が実施、宇和島市は県と共同で実施）
３　概　　要　　様式１、様式２－１、様式２－２のとおり

※なお、このパトロールで発見された不適正な事項については、現地にて指導済（現場の責任者が不在の場合は帰庁後、連絡を行い指導済）です。





連絡先：
土木部 道路都市局 建築住宅課
建築指導係　三木、谷尾
TEL　089-912-2757

（様式１）

公開建築パトロール実施結果　（実施日：令和８年10月21日）

（単位：棟）

特定行政庁名		建築工事現場等の点検件数	違反建築物件数	事項別違反件数							是正指導件数			確認表示未掲示建築物件数
				無確認建築	道路関係違反	容積率・建蔽率違反	高さ・斜線違反	用途違反	その他	合　計	工事施工作業停止	使用禁止	その他	
愛媛県	四国中央市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	東温市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	宇和島市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八幡浜市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小　計		30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
松山市		16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
今治市		21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
新居浜市		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西条市		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小　計		43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合　計		73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7

（注）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４版とする。

２．点検とは、工事着手後の現場に立ち入ることをいう。

３．点検件数及び違反建築物件数の「件数」は、棟数で数えること。

４．是正指導件数欄の「工事施工作業停止」及び「使用禁止」には、緊急の工事停止命令（法9条10項）及び仮の使用禁止命令（法9条7項）のほか、工事停止の行政指導及び使用禁止の行政指導（いわゆる「赤紙」等の貼付及び是正勧告書等の交付等）を講じたものをいい、単に口頭で指示した件数は含まない。

５．是正指導件数欄の「その他」には、出頭指示等（口頭によるものを含む。）を記入すること。

６．確認表示未掲示建築物件数に係る件数は違反建築物件数、事項別違反件数及び是正指導件数には計上しないこと。

７．パトロールの結果、悪質な事例又は違反の程度が大きい事例は、その概要を適宜取りまとめて報告すること（悪質である理由を明確にすること。）

悪質である理由の例

①虚偽の確認申請を行ない建築したとみられる。

②反復して同様の違反を行なった。

③行政庁の指導に従うような態度を装いながら工事を強行した。

（様式２－１）

公開建築パトロール実施結果 （実施日：令和８年10月21日）

完了検査及び中間検査に係る調査件数							
特定行政庁名		完了検査調査				中間検査調査	
		点検件数（完了検査に係る点検を実施した件数）		未申請件数（左記のうち、工事完了にも関わらず、申請義務不履行の件数）		点検件数（中間検査に係る点検を実施した件数）	未申請件数（左記のうち特定行程後にも関わらず申請義務不履行の件数）
		特殊建築物	その他の建築物	特殊建築物	その他の建築物		
愛媛県	四国中央市	0	0	0	0	0	0
	東温市	0	0	0	0	0	0
	宇和島市	0	0	0	0	0	0
	八幡浜市	0	0	0	0	0	0
小　計		0	0	0	0	0	0
松山市		0	0	0	0	0	0
今治市		0	0	0	0	0	0
新居浜市		0	0	0	0	0	0
西条市		0	0	0	0	0	0
小　計		0	0	0	0	0	0
合　計		0	0	0	0	0	0

（注）１．「完了検査調査」：工事完了予定日を経過しているが、未だ完了検査申請が提出されていない物件を調査したもの

２．「中間検査調査」：中間検査が必要な物件で、検査を受けるべき工程の終了予定年月日が経過しているが、未だ中間検査申請が提出されていない物件を調査したもの

（様式２－２）

公開建築パトロール実施結果

（実施日：令和８年10月21日）

工事監理者選定等に係る調査件数						
特定行政庁名		点　検　件　数 （工事監理に係る点検を実施した件数）	工事監理適正 （工事監理者が選定され、適正に監理を実施しているもの）	工事監理者不選定 （工事監理者を選定していないもの）	工事監理不十分 （工事監理者は選定されているが、実施状況が不適正なもの）	不明・その他
愛媛県	四国中央市	11	11	0	0	0
	東温市	7	7	0	0	0
	宇和島市	5	5	0	0	0
	八幡浜市	7	7	0	0	0
小　計		30	30	0	0	0
松山市		16	16	0	0	0
今治市		21	21	0	0	0
新居浜市		1	1	0	0	0
西条市		5	5	0	0	0
小　計		43	43	0	0	0
合　計		73	73	0	0	0

※確認表示未掲示のみの場合は、「工事監理不十分」の欄には計上しないものとする。